

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年3月19日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲247	平成25年度第42回原子力規制委員会会議議事録(1~2頁、13~21頁)	写	平成26年 2月12日	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、F-6 破砕帯については「将来活動 する可能性のある断層等」に 当たらないとする一方で、台 場浜トレンチ内の破砕帯につ いては新規制基準に即して 「将来活動する可能性のある 断層等」との見解で一致した 評価書を了承した事実。	
甲248	原子力規制委員会大 飯発電所敷地内破砕 帯の調査に関する有 識者会合 ピア・レ ビュー会合 議事録 (表紙、1頁、26~ 28頁、50~51頁)	写	平成25年 12月27日	原子力規 制委員会	有識者会合のピア・レビュー での議論内容。	甲240 と同じ 文書の 未提出 部分
甲249	大飯発電所敷地内破 砕帯の評価について	写	平成26年 2月5日	相手方	2014年2月5日の第78 回新規制基準適合性審査会 合において相手方が「その他 の敷地内破砕帯として、台場 浜トレンチ調査により認めら れた(破砕帯は)・・・い ずれも将来活動する可能性 のある断層等ではない」と の見解を示した事実。	
甲250 の1 乃至 44	大飯発電所3、4号 機の新規制基準適合 性審査に関する事業 者ヒアリング(121 乃至164)	写	平成26年 2月5日~ 3月13日	原子力規 制委員会	いずれの書証も、本件大飯 3・4号機にかかる新規制基 準適合性審査の事業者ヒア リングの議事要旨である。 相手方がヒアリングにおい て台場浜トレンチ内の破砕 帯の南方への延長について の資料を提出していない事 実。	
甲250 の45	大飯発電所3、4号 機の地震等に係る新 基準適合性審査に関 する事業者ヒアリン グ(17)及び高浜 発電所3、4号機の 地震等に係る新基準 適合性審査に関する 事業者ヒアリング (25)	写	平成26年 2月7日	原子力規 制委員会		

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲251	第78回 原子力 発電所の新規制基準 適合性に係る審査会 合(2014年2月 5日) テープ起こし 原本	2014年3 月19日	抗告人ら 代理人	相手方が、2014年2月5日の審 査会合で台場浜トレンチ内破 砕帯の連続性についてヒアリ ングで説明する旨述べていた 事実。	
甲252	新規制基準適合性審 査の状況について (原子炉設置変更許 可関係) 写	平成26年 3月13日	原子力規 制庁	平成25年度第46回原子力規制 委員会において、原子力規制 委員会から本件大飯3・4号 機にかかる新規制基準適合性 審査の状況について、「敷地 内の破砕帯」の問題について は審議中の課題として説明が なかった事実。	
甲253	平成25年度第46回 原子力規制委員会会 議議事録(1~2頁、1 3~21頁) 写	平成26年 3月13日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が、九州電 力川内原発1・2号機につき基 準地震動の評価を了とし、優先 審査を決定した事実。	
甲254	川内原発を優先審査 規制委、今夏にも再 稼働 写	2014年3 月13日	日本経済 新聞社	原子力規制委員会の川内原発 優先審査決定により、2014年 夏にも川内原発が再稼働され るとの報道があった事実。	
甲255	川内原子力発電所 基準地震動の策定に ついて(補足説明資 料) 写	平成26年 3月12日	九州電力 株式会社	九州電力が、川内原発にかか る新規制基準適合性審査にお いて周辺断層による地震動の 独自の解析に基づいているも の、武村式による結果の1 /2程度の値とした事実。	